



健 発 0 3 3 1 第 2 6 号
平 成 2 7 年 3 月 3 1 日

各〔都道府県知事〕
〔保健所設置市長〕 殿
〔特別区長〕

厚生労働省健康局長
(公印省略)

食事による栄養摂取量の基準の全部改正について

食事による栄養摂取量の基準の全部を改正する件（平成27年厚生労働省告示第199号。以下「告示」という。）（別添参照）が、本日公布され、平成27年4月1日から適用することとされたところであるが、その改正の趣旨、内容等は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内関係方面への周知についてよろしく御配慮願いたい。

記

1 改正の趣旨

厚生労働大臣は、健康増進法（平成14年法律103号）第30条の2第1項の規定に基づき、生涯にわたる国民の栄養摂取の改善に向けた自主的な努力を促進するため、国民健康・栄養調査その他の健康の保持増進に関する調査及び研究の成果を分析し、その分析の結果を踏まえ、食事による栄養摂取量の基準（以下「食事摂取基準」という。）を定めるものとされており、現行の食事摂取基準は、平成22年厚生労働省告示第86号として告示している。

今般、「日本人の食事摂取基準（2015年版）」策定検討会においてとりまとめられた報告書を踏まえ、食事摂取基準を改正するものである。

2 改正の内容

最新の知見に基づき、各栄養素等の指標を全面的に改正するとともに、新たに熱量の指標として年齢層ごとに望ましいBMI値（ボディ・マス・インデックス）を定めること等所要の改正を行うものである。

○厚生労働省告示第百九十九号

健康増進法（平成十四年法律第百三号）第三十条の二第一項の規定に基づき、食事による栄養摂取量の基準（平成二十二年厚生労働省告示第八十六号）の全部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用することとしたので、同条第三項の規定に基づき公表する。

平成二十七年三月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

食事による栄養摂取量の基準

（目的）

第一条 この基準は、健康増進法（平成十四年法律第百三号）第十条第一項に規定する国民健康・栄養調査その他の健康の保持増進に関する調査及び研究の成果を分析し、その分析の結果を踏まえ、国民がその健康の保持増進を図る上で、食事により摂取することが望ましい熱量及び栄養素の量に関する事項を定めることにより、生涯にわたる国民の栄養摂取の改善に向けた自主的な努力を促進することを目的とする。

（定義）

第二条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。